

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	南大隅町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	74-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.minamiosumi.lg.jp/soumu/kurashi/my-number/dokuji.html

執行機関名 南大隅町長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	子育て支援特別手当に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		南大隅町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第2の項 子育て支援特別手当に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第1条	南大隅町子育て支援特別手当支給条例(平成25年条例第19号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、 <u>児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的とする。</u>	第一条 この条例は、南大隅町民として出生した子どもの誕生を祝福し、その養育者へ子育て支援特別手当(以下「手当」という。)を定期的に支給することにより、次世代を担う子どもの <u>健やかな成長を促し、南大隅町に居住する子育て世代の生活を長期かつ継続的に支援し、少子化対策に寄与することを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		南大隅町子育て支援特別手当支給条例(平成25年条例第19号)